

アトカラ会員規約

「アトカラ」は、GMO ペイメントサービス株式会社（以下「当社」といいます）および三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます）が共同でブランド管理を行う後払い決済サービスです。本サービス（第 1 条第 1 項で定義します）のご利用にあたっては、本規約および個人情報の取扱いに関する同意条項（アトカラ会員規約）（以下「同意条項」といいます）の内容を承諾のうえ、当社あてに入会および本サービスの利用に係る申込を行う必要があります。これに対して当社所定の方法による承諾がなされたときに、本規約を契約内容として、当該申込者および当社との間で契約（以下「本契約」といい、当社との間に本契約が成立した申込者を「会員」といいます）が成立いたします。

第 1 条（サービス内容）

1. 「本サービス」は、会員が当社および三井住友カードとアトカラ（会員登録型）加盟店規約【EC 用】およびアトカラ（会員登録型）加盟店規約【実店舗用】に係る契約を締結した販売業者等（直接の契約締結の有無を問わず、当社により「アトカラ」の利用が認められた者を含み、以下「加盟店」といいます）との間で締結する売買契約または役務提供契約等（以下「売買契約等」といいます）に基づき購入する商品もしくは権利、または提供を受ける役務等（以下、これらを総称して「商品等」といいます）の代金債権（送料、その他費用、消費税等一切の費用を含み、以下「代金等債権」といいます）について、当社が会員からの委託を受け加盟店に対して立替払いを行うサービスです。また、本サービスに付随または関連するサービスを総称して「本サービス等」といいます。
2. 会員は、当社が本規約に基づき加盟店に対し代金等債権に係る立替払を行った場合、当社が本規約に基づき請求する額（以下「サービス利用代金」といいます）を当社に支払うものとします。

第 2 条（入会審査）

1. 会員となることを希望する者（以下「申込者」といいます）は、当社所定の方法により、当社所定の情報をご入力の上、入会を申込むものとします。入会申込において、当社所定の本人確認、与信審査を含む事前審査を行います。申込者の申込みを当社が承諾した時に、申込者は会員の地位を取得するものとします。
2. 前項の事前審査の結果によっては、本サービスのご利用をお断りすることがあります。なお、審査の結果否決となった場合でも当社はその理由を申込者に開示いたしません。

第 3 条（ご利用可能枠）

1. 会員には本サービスのご利用可能枠が設定されます。また、ご利用可能枠およびご利用可能枠から未決済残高を控除したご利用可能額は、「アトカラ」アプリ上で確認できます。

2. 当社の提供する他の包括与信型の後払い決済サービスをご利用いただいた場合、全サービスの中で最もご利用可能枠の大きい金額を会員総利用枠とすることとし、当該会員総利用枠が、本サービスおよび他の後払い決済サービス合算でご利用いただける上限金額となります。また、前条第 1 項に基づく本サービスの利用承認の通知が当社からなされるより前に、当該申込者が当社の提供する他の後払い決済サービスをご利用されていた場合、当該サービスのご利用分も会員総利用枠のご利用分に合算されるものとします。
3. 前項に定める本サービスに係るご利用可能枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
 - (1) 本サービス利用に係る債務等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (2) 会員の本サービスの利用状況および会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合
 - (3) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制または各種ガイドライン等に鑑みて、当社が必要と認めた場合
4. 本サービスに係るご利用可能枠は、当社が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当社所定の方法により増額できるものとします。ただし、会員から増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものとします。

第 4 条（本サービスの利用）

1. 会員は、以下の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める方法で加盟店に対して負担する代金等債権の決済を行うために本サービスを用いることができます。
 - (1) 通信販売によって負担した代金等債権の決済を行う場合
当社が定める本サービスの利用に関し会員が当社に届け出た携帯電話番号およびメールアドレス（以下「アトカラ ID」といいます）を入力または提示し、これに加え当社において実施する本人認証のために必要な情報を入力することにより本サービスを利用することができます。ただし、本サービスのご利用申込は、ご利用申込時点における会員のご利用可能額の範囲内とします。
 - (2) 実店舗で行った取引によって負担した代金等債権の決済を行う場合
「アトカラ」アプリ上に表示される QR コード等を加盟店所定の端末機で読み取ることで本サービスを利用することができます。ただし、本サービスのご利用申込は、ご利用申込時点における会員のご利用可能額の範囲内とします。
2. 会員が加盟店において、前項に定める方法により本サービスの利用を申し込んだ場合、当社はこれを承認するか審査するものとし、承認する旨を加盟店に通知したときをもって本サービスに係る個別の立替払契約が成立するものとします。

第 5 条（携帯電話端末等の管理）

1. 会員は、本サービスの利用に関し会員が当社に届け出た携帯電話番号の利用に供される

携帯電話端末および SIM カード（以下「携帯電話端末等」といいます）を善良な管理者の注意をもって管理（携帯電話端末の利用に際しての生体認証によるロックを掛けること等を含む）し、第三者をして本サービスを利用させてはなりません。

2. 会員は、本サービスの利用に供した携帯電話端末等を廃棄する場合または第三者に譲渡もしくは貸与等する場合、携帯電話端末中に存する本サービスの利用に関する情報を削除するものとします。
3. 会員は、携帯電話端末等を紛失した場合、遠隔操作による携帯電話端末等の利用停止措置等、第三者による携帯電話端末等の利用を防止するための措置を講ずるとともに直ちに当社に当該事実を届け出た上で、当社の指示に従うものとします。

第 6 条（本サービスの利用と会員の責任）

1. 会員のアトカラ ID が利用された場合、他人による利用によるものであっても、これに係るサービス利用代金相当額は会員が支払義務を負担するものとします。
2. 前項にかかわらず、会員が、盗難、紛失など会員の意思によらずして携帯電話端末等の占有を喪失し、これに起因して他人がアトカラ ID を用いて本サービスを利用した場合には、会員が、前条第 3 項に基づく届け出を実施し、当社の指示に従った対応をすべて実施したことを条件として、当社は、当該会員に対し、当社が前条第 3 項の連絡を受け付けた日前 60 日以降の、当該アトカラ ID の他人利用によるサービス利用代金等相当額に係る支払債務（以下本条において「対象債務」といいます）を免除します。
3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、会員の対象債務は免除されないものとします。
 - (1) 携帯電話端末等の管理の状況、占有喪失に至る事情その他の事情に照らし、その意思によらない携帯電話端末等の占有喪失につき会員の重大な過失がある場合
 - (2) アトカラ ID の他人利用につき、会員の故意または重大な過失がある場合
 - (3) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者が携帯電話端末等の占有喪失に関与し、またはアトカラ ID を利用した場合
 - (4) 本規約に定める携帯電話端末等の利用および管理に関する会員の義務に違反している状況において、携帯電話端末等の占有を喪失した場合
 - (5) 会員が当社に対し、盗難、紛失など携帯電話端末等の占有喪失の状況もしくは被害状況の届出内容を偽りまたはその重要事項を届け出なかった場合
 - (6) 会員が当社の調査に協力せずまたは当社に説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合
4. 会員に前項各号に該当する事由がある場合には、当社は、会員に対し、会員が携帯電話端末等の占有を喪失したことまたは他人がアトカラ ID を利用したことに起因して当社に生じた損害について賠償を請求することができるものとします。

第7条（継続課金取引における本サービスの利用に関する特則）

1. 会員は、第4条の定めにかかわらず、当社が適当と認める場合には、商品等を継続的かつ定期的に購入することを内容とする取引（以下「継続課金取引」といいます）に係る代金の決済をするために、加盟店に対しアトカラ ID またはアトカラ ID に関する情報を登録することにより、当該取引に係る代金請求がなされる都度の個別のアトカラ ID を入力または提示することなく本サービスを利用することができます。
2. 前項の場合、加盟店が継続課金取引により発生する取引代金の決済のために当社に対して、前項に基づき登録されたアトカラ ID またはアトカラ ID に関する情報に係る有効性の照会を掛け、当社がこれを承認した時点で会員はアトカラ ID を利用したものとみなします。
3. 会員は、継続課金取引に係る本サービスの利用を中止する場合は、加盟店に対しその旨を連絡し、当該加盟店の指示に従って必要な手続を実施するものとします。当該手続が完了する前に前項の処理がなされた場合、当社は会員による本サービスの利用があったものとみなすことができるものとします。
4. 会員が継続課金取引に係る代金の決済手段として本サービスを利用している場合であって、本サービスに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたアトカラ ID またはアトカラ ID に関する情報の削除の手続をとらなければならないものとし、当該手続が完了するまでの間は、会員資格を喪失した場合であっても、本サービスの利用があったものとみなし本規約に基づき会員はサービス利用代金を支払う義務を負うものとします。

第8条（ギフト取引等における本サービスの利用に関する特則）

1. 会員と商品等の受取人の氏名もしくは名称または住所が異なる（贈答品の場合を含みます）場合、商品の配送または役務の提供が完了したことの確認のためその他必要がある場合、当社は受取人に直接連絡を取ることができるものとし、会員は受取人に対しその旨あらかじめに連絡するとともに、同意を得なければならないものとします。
2. 会員が前項の義務に違反したことによって当社に損害が生じた場合、会員は当該損害を当社に対し賠償する義務を負うものとします。

第9条（予約販売における本サービスの利用に関する特則）

1. 会員は、当社所定の加盟店との間では、商品等の売買契約等に係る予約取引を行うにあたって本サービスを利用することができます。
2. 利用者が予約取引を行うにあたって本サービスを利用した場合、予約時に当社所定の確認を行うとともに、当社所定の期間経過後に改めて同様の確認を実施します。
3. 当社は、前項に定める改めての確認が完了した時点をもって、本サービスの利用が確定的になされたものとして取り扱うものとします。

第 10 条（会員資格および利用条件）

1. 本サービスは、高校生を除く満 18 歳以上の方のみが利用することができます。また、代理人による利用または法人名義での利用はできません。
2. 当社は、入会申込時および本契約の期間中、会員の情報および具体的な本サービスの利用内容等を適切に把握するため、当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認等を含みますがこれに限りません）や取引目的等の確認（以下総称して「本人確認等」といいます）を実施することがあり、会員は、当該確認に応じるものとします。本人確認等ができないときは、入会および本サービスのご利用をお断りし、またはご利用になれない場合がございます。
3. 当社は、本人確認等に際し、提出期限を指定して会員に回答を求めたにもかかわらず、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、入会および本サービスの利用を制限することができるものとします。

第 11 条（支払回数）

1. 会員は、サービス利用代金に係る支払回数を、1 回払いまたは分割払い（3 回、6 回、10 回、12 回、15 回、18 回、20 回、24 回、30 回および 36 回）のいずれかから選択することができます。ただし、分割払いは、本サービスの利用申込時に、その代金等債権が 1,000 円以上のお支払いに限って選択することができるものとします。また、加盟店によって分割払いの受付が全部または一部制限されている場合があります。
2. 会員は、本サービスの利用申込時に支払回数を選択するものとします。ただし、会員は、当社が別途定める期日までの間は、当社所定の方法で支払回数を 1 回払いから分割払いに変更できます。支払回数を変更する場合、手数料計算および分割支払額等については、本サービスの利用申込の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとします。なお、本サービス利用申込時に分割払いを選択していた場合、その後の支払回数の変更はできません。

第 12 条（支払回数別の支払内容）

サービス利用代金に係る支払内容は、会員が選択した支払回数の別によってそれぞれ以下に定めるとおりです。

支払回数	内容
翌月 1 回払い	本サービス利用申込の日以降直近の約定支払期日の締切日の後に最初に到来する約定支払期日に、サービス利用代金の全額を支払う方式をいいます。
分割払い（n 回払い）	サービス利用代金の合計額の n 分の 1 の額（ただし、1 円

n = 3,4,5,6,10,12,15,18,20,24,30,36	未満の端数が発生する場合、第 2 回目から第 n 回目の支払金額からはこれを控除し、初回の支払金額はサービス利用代金の合計額から、第 2 回から第 n 回目までの支払合計金額を控除した金額とします) について、初回の分割支払額は本サービスの利用申込日が属する月の翌月の当月請求額に計上し、2 回目の分は、その翌月の当月請求額に計上し、3 回目以降の分についても以後同様に計上して支払う方式をいいます。
--	--

第 13 条（分割手数料等）

1. 会員が翌月 1 回払いを選択した場合、支払手段の選択に応じた手数料は生じません。
2. 会員が分割払いを選択した場合の手数料は以下のとおりです。ただし、当社所定の場合には分割手数料は発生しないものとします。

<分割払いの支払回数・支払期間・手数料>

支払回数	支払期間	手数料率 (実質年率)	利用額 100 円当たりの分割払いの手数料の額
3 回	3 か月	0%	0 円
4 回	4 か月	0%	0 円
5 回	5 か月	0%	0 円
6 回	6 か月	0%	0 円
10 回	10 か月	13.00%	6.00 円
12 回	12 か月	13.00%	7.20 円
15 回	15 か月	13.25%	9.00 円
18 回	18 か月	13.25%	10.80 円
20 回	20 か月	13.25%	12.00 円
24 回	24 か月	13.25%	14.40 円
30 回	30 か月	13.25%	18.00 円
36 回	36 か月	13.25%	21.60 円

<分割払い（3 回払い）のお支払い例>

利用金額 30,000 円、3 回払いで分割払いをご利用された場合

- ① 分割払い手数料 0 円
- ② 支払総額 30,000 円
- ③ 分割支払額 $30,000 \text{ 円} \div 3 \text{ 回} = 10,000 \text{ 円}$

<分割払い（12 回払い）のお支払い例>

利用金額 100,000 円、12 回払いで分割払いをご利用された場合

① 分割払い手数料	7,200 円
② 支払総額	107,200 円
③ 分割支払額	初回 8,970 円 2 回目以降：8,930 円

3. 分割払いの手数料率は、新たな後払いサービスを提供する場合または金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社の判断により一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第 31 条の規定にかかわらず、当社から手数料率の変更を通知した後は、変更後の利用分から変更後の手数料率が適用されるものとします。

第 14 条（支払手段および支払期日）

1. 会員が本サービスを利用した場合のサービス利用代金の支払手段および支払手段ごとの支払期日は以下のとおりです。

	選択できる支払手段	約定支払期日
当月請求額が 30 万円以下の場合	コンビニエンスストア払い	毎月月末締め翌月 10 日払い
	銀行振込	毎月月末締め翌月 10 日払い
	口座振替	毎月月末締め翌月 27 日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）
当月請求額が 30 万円を超える場合	銀行振込	毎月月末締め翌月 10 日払い
	口座振替	毎月月末締め翌月 27 日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）

2. 会員は、前項に掲げる支払手段のうち、口座振替の方法によりサービス利用代金支払を希望する場合は、「アトカラ」アプリを登録のうえ、支払日が属する月の前月末日までに「アトカラ」アプリまたはウェブ（member.atokara.jp）から口座振替設定を完了する必要があります。
3. 前項の期限までに口座振替の申込手続を完了しなかった場合には、会員はコンビニエンスストア払いまたは銀行振込のいずれかの方法（当月請求額が 30 万円を超える場合は銀行振込に限る）によってサービス利用代金を支払うものとします。なお、口座振替の申込手続を完了した場合は、当社所定の手続により口座振替の設定を解消しない限り、コンビニエンスストア払いおよび銀行振込の方法を選択することはできません。
4. 前項にかかわらず、会員がサービス利用代金の支払手段として口座振替を選択した場合であって、残高不足により口座振替が実施できない場合、会員は、別途当社の指示に従い、コンビニエンスストア払いまたは銀行振込にてサービス利用代金を支払わなければならないものとします。

5. 加盟店の事務処理の遅延等の事由により、加盟店から当社への請求が売買契約等の成立した日の翌月以降になる場合、当社から会員に対するご請求が、加盟店から当社に対して請求があった日の属する月の翌月以降になる場合があります。

第 15 条（繰り上げ支払）

1. 会員は、本サービスの利用申込時に分割払いを選択した場合であっても、当社所定の方法により、当該分割払いを選択した取引に係るサービス利用代金を一括して繰り上げて支払うことができます。
2. 会員が前項に定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて支払う場合、78 分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払いの手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。
3. 会員は、本サービスの利用申込時に翌月 1 回払いを選択した場合、前条第 1 項に掲げる支払期日の定めにかかわらず、当社所定の方法により約定支払期日前にサービス利用代金を一括して繰り上げて支払うことができます。

第 16 条（支払案内等）

1. 当社は、当月の会員による本サービスの利用に応じ、その翌月に支払われるべき会員の支払金額の合計額を、当該翌月における支払日の前日までに算出のうえ、会員に対して当社所定の方法でその合計額を請求金額（以下「当月請求額」といいます）として、記載した通知を行います。
2. 各月の当月請求額および個別の立替払い契約の内容は、「アトカラ」アプリまたはウェブにて確認可能です。

第 17 条（請求額の合算）

当社は、会員による本サービスの利用に係るサービス利用代金の請求をするに際して、当社が当該会員に対して提供する別のサービスの利用に関する請求権を有する場合には当社の判断においてこれらを合算して会員に請求することができるものとし、その場合、会員は当社の請求に応じ、請求額をまとめて当社に支払うものとします。

第 18 条（充当）

会員は、会員が支払った金額が、本サービスに関する本規約および当社とのその他の契約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務を完済させるに不足するときは、当社が会員に対し通知することなく、当社の裁量による順序・方法によって債務に充当しても異議を言わないことに同意します。

第 19 条（業務委託等）

1. 本規約に基づく当社の業務の全部または一部について、当社は第三者に委託をすることができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。
2. 会員は、当社が必要な範囲で請求回収業務を第三者に委託すること、会員の支払遅延その他事由により会員に対する債権の回収が困難と当社が判断する場合、当社のみで判断し、第三者に対し当該債権を譲渡し、または訴訟提起その他の債権回収手段を採る場合があることにあらかじめ同意します。

第 20 条（商品等の引渡）

商品等は、当社が第 4 条第 2 項に基づき会員の本サービスの利用承認を行った後、売買契約等の申込時または売買契約等成立時の配送確認メール等に指定された時期に加盟店から会員に引渡し、または提供されるものとします。

第 21 条（費用等の負担）

会員は、本サービス利用にあたり以下の費用を負担するものとします。会員が、本条に規定する費用を支払い後に、対象の売買契約等を解除またはキャンセルした場合であっても、当社または金融機関等に支払済みの本条に規定する費用は当社からは返金されません。

- (1) 会員が銀行振込をする際の金融機関が定める振込手数料：実費
- (2) 会員がコンビニエンスストアにてお支払いいただく際の支払手数料：350 円（税込）
- (3) 会員がお支払いを遅滞した際の回収にかかる下記費用
 - ① 回収事務手数料：220 円（税込）
 - ② 当社が債権の保全実行のために要した費用：実費
- (4) 本規約に基づく費用・手数料等について公租公課が課せられる場合の当該公租公課相当額（消費税等を含みます）、および当該公租公課が変更される場合は、当該変更後の公租公課相当額

第 22 条（遅延損害金）

1. 会員がサービス利用代金のすべてまたは一部の支払を遅延した場合（本条第 2 項の場合を除きます）、当社は、会員に対し、支払日の翌日から完済の日に至るまで当該サービス利用代金に対し、以下の年率を乗じた遅延損害金を請求することができるものとします。
 - (1) 支払回数が翌月 1 回払い以外のものについては、当該サービス利用代金に対し、年 14.6% を乗じた額とサービス利用代金の残金合計額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし、第 24 条第 1 項第 5 号の取引に該当する場合を除く
 - (2) 支払回数が翌月 1 回払いのものおよび第 24 条第 1 項第 5 号の取引に該当するものについては、当該サービス利用代金に対し、年 14.6% を乗じた額
2. 会員がサービス利用代金にかかる期限の利益を喪失したときは、当社は、会員に対し、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、次の各号に定める支払ごと、以下それぞれ

に対応する年率を乗じた額の遅延損害金の総額を請求できるものとします。

(1) 前項第 1 号に該当するサービス利用代金については、当該サービス利用代金の残金の合計額に対し、法定利率を乗じた額

(2) 前項第 2 号に該当するサービス利用代金については、当該サービス利用代金の残金の合計額に対し、年 14.6%を乗じた額

3. 遅延損害金の利率は、新たな後払いサービスを提供する場合または金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第 31 条の規定にかかわらず、当社から遅延損害金の利率の変更を通知した後は、変更後の利用分から変更後の遅延損害金の利率が適用されるものとします。

第 23 条（支払停止の抗弁等）

1. 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等に係るサービス利用代金について、当社に対する支払を停止することができるものとします。

(1) 商品の引き渡し、権利の移転または役務の提供（権利の行使による役務の提供を含みます。以下同じです）がなされないこと

(2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合があること

(3) その他商品もしくは権利の販売または役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること

2. 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。

3. 会員は、第 1 項の申し出をするときは、あらかじめ第 1 項各号の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

4. 会員は、第 1 項の申し出をしたときは、速やかに第 1 項各号に該当する事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が当該事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

5. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会員は支払を停止することはできないものとします。

(1) 本サービスの利用が割賦販売法の適用を受けないとき

(2) 本サービスの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき

(3) 1 回のサービス利用にかかる支払総額が 4 万円に満たないとき

(4) 会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき

(5) 第 1 項各号の事由が会員の責に帰すべきとき

第 24 条（期限の利益喪失）

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (1) 支払期日にサービス利用代金の支払を遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払を電磁的方法で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払を停止したとき
 - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをしたとき
 - (5) 商品等の購入等が会員にとって営業のためもしくは営業として締結するものであるなど割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項第 1 号に該当する取引については、会員がサービス利用代金の支払を 1 回でも遅滞したとき
 - (6) 商品等の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき
2. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (1) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
 - (2) その他会員の信用状態が著しく悪化したとき

第 25 条（会員資格の取消）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。
 - (1) 会員登録、本サービス等の申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約のいずれかに違反した場合
 - (3) サービス利用代金その他の本規約に基づく当社に対するに係る債務の履行を怠った場合
 - (4) 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のアトカラ ID の利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合
 - (5) 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - (6) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）
 - ① 暴力、威嚇、脅迫、強要等
 - ② 暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動

- ③ 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動
 - ④ 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ
 - ⑤ 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
- (7) 本規約に基づき当社が会員に対し実施する調査等が完了しない場合もしくは調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合または場合また会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
- (8) 会員が、当社との間で他の包括与信型の後払い決済サービスさを利用している場合、当該他のサービスについて上記(1)から(7)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合
2. 会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
3. 会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
4. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、アトカラ ID の無効通知および無効登録を行います。
5. 会員は、会員資格の取消後においても、アトカラ ID を使用したときは当該使用によって生じたアトカラ ID 利用に係るすべての債務について支払の責を負うものとします。

第 26 条（所有権の留保）

1. 会員が本サービスにより代金等債権の弁済を行うことを選択した売買契約に係る商品の所有権は、当社が会員の委託に基づき加盟店に対する当該代金等債権に係る立替払いを実施した時に加盟店から当社に移転します。
2. 会員によるサービス利用代金の支払が完了した時にで、前項の商品の所有権は会員に移転するものとします。
3. 会員は、当社に所有権が帰属する商品に関して以下の事項を遵守するものとします。
- (1) 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害しないこと
 - (2) 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、会員は以下の対応を行うこと
 - ① 速やかにその旨を当社に連絡する
 - ② 当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努める
4. 会員が第 23 条により期限の利益を喪失したときは、当社は所有権に基づき商品を引取ることができるものとします。
5. 会員は、当社が前項により商品を引取ったときは、会員と当社が協議のうえ決定した相応な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員および当社の間で直ちに精算するものとします。

第 27 条（個人情報の取り扱い）

1. 本サービスの提供に伴い取得した会員に関する情報は、当社に帰属するものとします。
2. 当社および三井住友カードは、本サービスの提供に関し取得した会員に関する個人情報を本規約、個人情報取扱いに関する同意条項（アトカラ会員規約）、およびプライバシーポリシーに基づき、適切に取扱います。

第 28 条（反社会的勢力排除）

1. 会員は、自らが、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) テロリスト等
 - (9) 日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者
 - (10) 前各号の共生者
 - (11) その他前各号に準ずる者
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 会員が前二項に定める事項に反すると合理的に疑われる場合には、当社は会員に対し当該事項に関する調査を行い、また必要に応じて資料の提供を求めることができ、会員はこれに応じて正しい資料の提出や回答を行う等必要な対応を取るものとします。また、申込者または会員が本条第 1 項または本条第 2 項の規定に違反している疑いがあると当社が認める場合、申込者による本サービスの利用申込みを謝絶し、また会員による本サービスの利用を一時的に停止することができるものとします。本サービスの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用を行う

ことができないものとします。

4. 会員が本条第 1 項もしくは本条第 2 項のいずれかに該当した場合、本条第 1 項もしくは本条第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または前項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、直ちに本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、会員は会員資格を喪失し、また当社からの通知または請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。また、この場合、会員は、当社に生じた損失、損害または費用（以下「損害等」といいます）を賠償するものとします。また、本項により会員に損害等が生じた場合でも、会員は当該損害等を当社に請求しないものとします。
5. 前項の規定により本契約が解除された場合でも、会員の当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとします。

第 29 条（禁止事項）

1. 会員はご自身または第三者を利用して、以下の(1)～(11)の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 会員申込み、本サービス等に係る申込みに際して虚偽の申告をする行為、または、情報変更が生じたにもかかわらず変更内容を速やかに届出しない行為
 - (2) 意図的な未払い等の詐欺的な行為、不正な目的をもって利用する行為、もしくは犯罪に結びつく行為またはこれらに結びつくおそれのある行為
 - (3) 架空もしくは虚偽の内容の取引または第三者になりすました取引
 - (4) 情報を改ざんまたは悪用した取引
 - (5) 合理性に欠き、著しく不自然な取引
 - (6) 換金を目的とした商品購入等または犯罪による収益を対象とする商品購入等、本サービスの利用が不適当もしくは不審と当社が判断する行為
 - (7) 現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品等その他これらと実質的に同視できる取引
 - (8) コンピュータウイルスなど有害なプログラム等を送信もしくは提供し、または推奨する行為
 - (9) 当社または加盟店の運営を妨害する行為、信用を毀損しもしくは財産を侵害する行為、当社または加盟店に対する法的な限度を超えた不当要求行為その他の不利益を与える行為
 - (10) 当社または他人の権利を侵害する行為その他の違法行為、公序良俗に違反する行為、またはそのおそれがある行為
 - (11) 本規約に違反する行為
2. 前項第 7 号で禁止される現金化を目的とする取引には、次の各号に掲げるものが含まれ

ますが、これらに限りません。

- (1) 買取業者等が会員に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等を本サービスで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等を会員に付与するとしているもの
 - (2) 販売業者等が会員に自店や指定店等で販売している商品等を本サービスで購入させ、購入を条件に購入金額から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等を会員に付与するとしているもの
 - (3) 販売業者等が会員に自店や指定店等で販売している商品等を本サービスで購入させ、購入した商品等につき販売業者等が買戻しや返品を受け、または別の買取業者等が買取を行い、買戻金額等から手数料を差し引いた金額ないしは買戻金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等を会員に付与するとしているもの
 - (4) 金券類、暗号資産、貴金属類、ブランド品、家電製品等の換金性の高い商品等の購入を社会通念上相当とは認められない頻度もしくは金額にて行うもの
 - (5) 上記各号に類すると当社が判断するもの
3. 会員が第 1 項に定める事項に反すると合理的に疑われる場合には、当社は会員に対し当該事項に関する調査を行い、また必要に応じて資料の提供を求めることができ、会員はこれに応じて正しい資料の提出や回答を行う等必要な対応を取るものとします。また、会員は、第 1 項に違反したことにより当社に生じた損害等を賠償するものとします。
 4. 会員が、第 1 項の(1)～(11)の行為を行った場合、もしくは行うおそれがあると当社が判断した場合、当社は、本サービス等のご利用をお断りし、また、本サービス等の全部または一部の提供を停止できるものとします。また、当社は、本サービス等の停止に伴い会員に生じた損害について負担しないものとします。
 5. 会員は、第 1 項に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当社に対するサービス利用代金等の債務の支払を拒むことはできないものとします。

第 30 条（当社の免責）

1. 当社は、会員と加盟店間の契約に基づく加盟店の債務履行につき、一切の責任を負いません。発注いただいた商品等の内容や金額ならびに配送およびサービスの提供、その他売買契約等の問題（意思表示の到達の有無、なりすまし、契約の不成立、無効または取消その他の契約の効果帰属、商品の未着または到着遅延、提供方法、商品の品質、効能、効果、機能、性状または数量もしくは品目の相違ならびに代金額および支払方法、契約不適合、広告、販売ウェブサイトに関するものを含みますが、これらに限りません）に関する問い合わせや苦情は加盟店にご連絡ください。
2. 当社は、本サービスがエラーや中断が無く稼働すること、コンピュータウイルス等の有

害なものが含まれていないことを保証せず、またエラーのすべてが補正されることを保証しないものとします。

3. 当社は、定期的なもしくは緊急の保守作業を行う場合、ハードウェアもしくはソフトウェアの交換またはバージョンアップを行う場合、または、コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他の当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合、および、通信回線の異常、サイバー攻撃、地震等の天災、感染症等の疾病の蔓延、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ行為、労働争議、法令等や自主規制規則の制定・改廃、官公庁の命令・処分その他の行政の行為、その他当社の責めに帰することができない事由に基づく本サービスの提供を停止、中止または中断することができるものとします。
4. 当社は、会員が本サービスを利用したことに関連して会員に損害が発生した場合であっても、当社に故意または過失がない限り、賠償の責任を負いません。また、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ逸失利益は含まれないものとします。

第 31 条（変更・解約）

1. 会員が当社に届け出た氏名、住所、携帯電話番号、メールアドレス、その他ご登録内容に変更が生じた場合、会員は、遅滞なく当社に変更事項を届け出るものとします。なお、会員は、ご登録内容の変更および会員登録の解約は、「アトカラ」アプリ、ウェブ（member.atokara.jp）、電話等、当社所定の方法で行うことができるものとします。
2. 前項に定める届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、当社は通常到着すべきときに利用者に到着したものとみなすことができるものとします。
3. 会員が入会および本サービスの利用について解約を希望する場合には、当社所定の方法により届け出るものとします。
4. 会員は、解約を申し出た際に未払債務（他の「アトカラ」のご利用分および支払期限が到来していないものを含みます）がある場合も、その債務を支払うものとする。また、当社は、解約後も法令等または当社が定める所定の期間、利用者の個人情報を保有し、利用します。

第 32 条（規約の変更）

当社は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。

- (1) 社会情勢または経済状況の変動

(2) 法令、自主規制機関の規則の変更

(3) 当社の業務またはシステムの変更

第 33 条（準拠法および合意管轄）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地または当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。